

令和2年度 第5回高田区地域協議会 次 第

日時：令和2年8月17日（月）
午後6時30分～
会場：福祉交流プラザ 第1会議室

- 1 開会
- 2 議題等の確認
- 3 報告
 - (1) 旧今井染物屋の利活用について
 - (2) 旧師団長官舎の利活用について
- 4 議題
 - (1) 関川の水害対策等について
 - ①令和元年度の台風19号により河川及び河川敷に堆積した土砂の撤去について
 - ②儀明川ダムの現状について
 - ③笹ヶ峰ダムの現状について
 - ④内水氾濫への対応について
 - (2) 自主的審議に係る提案について
 - (3) 令和2年度地域協議会の活動計画について
- 5 事務連絡
- 6 閉会

■今後の予定

9月28日（月）地域協議会（福祉交流プラザ）

10月19日（月）地域協議会（福祉交流プラザ）

旧今井染物屋の利活用について（報告）

1 これまでの経緯

- ・平成 28 年度 地域再生計画「城下町高田の歴史・文化をいかした『街の再生』」の国認定（8 月）
- ・平成 29 年度 「城下町高田の歴史・文化をいかした『街の再生』事業推進計画」の作成（9 月）
＜施設 の 役 割＞ 高田の歴史・文化を体験するとともに、高田小町等の各施設と連携し、高田小町周辺エリアの魅力高める施設
＜利活用イメージ例＞ 高田の手仕事を体験できる場
- ・平成 30 年度 保存活用改修案作成等業務（8 月～3 月）、サウンディング型市場調査（9 月）
- ・令和元年度 公の施設の設置に関する高田区地域協議会への諮問等（8 月～11 月）
実施設計業務（10 月～3 月）※プロポーザル方式により設計者を選定。
- ・令和 2 年度 市指定文化財の現状変更許可（6 月）

2 事業の概要

(1) 目的（活用の視点）

- ・城下町高田の最古級の大店の町家を保存しつつ、更なる活用を図る。
- ・職人町であることを踏まえ、地域文化の継承及び発信を図る。
- ・高田小町周辺エリアの魅力向上を図り、街なかへの誘客と回遊を促し、賑わいを創出する。

(2) コンセプト（活用の方向性）

趣のある空間をいかしつつ、雪国高田の風土産業であるバテンレースを基軸とした常設工房を設置し、地域文化の継承及び発信の拠点として活用を図る。

(3) 耐震改修工事

- ・事業費：100,903 千円（令和 2 年度予算額）
- ・工 期：令和 2 年 8 月から令和 3 年 2 月 28 日まで
- ・内 容：建築工事（耐震補強工事、外壁改修工事他）、電気設備工事（照明設置工事他）、機械設備工事（空調設備工事、給排水設備工事他）

(4) 地域おこし協力隊の配置準備

- ・雪国高田の風土産業であるバテンレースの継承と発信を担う地域おこし協力隊に関し、6 月 24 日から募集（1 人）を開始。7 月 17 日までに申込みのあった方を対象に現地見学会を開催した。
- ・今後、応募者の面接試験を行い、令和 3 年 4 月からの活動開始に向けて準備を進める。

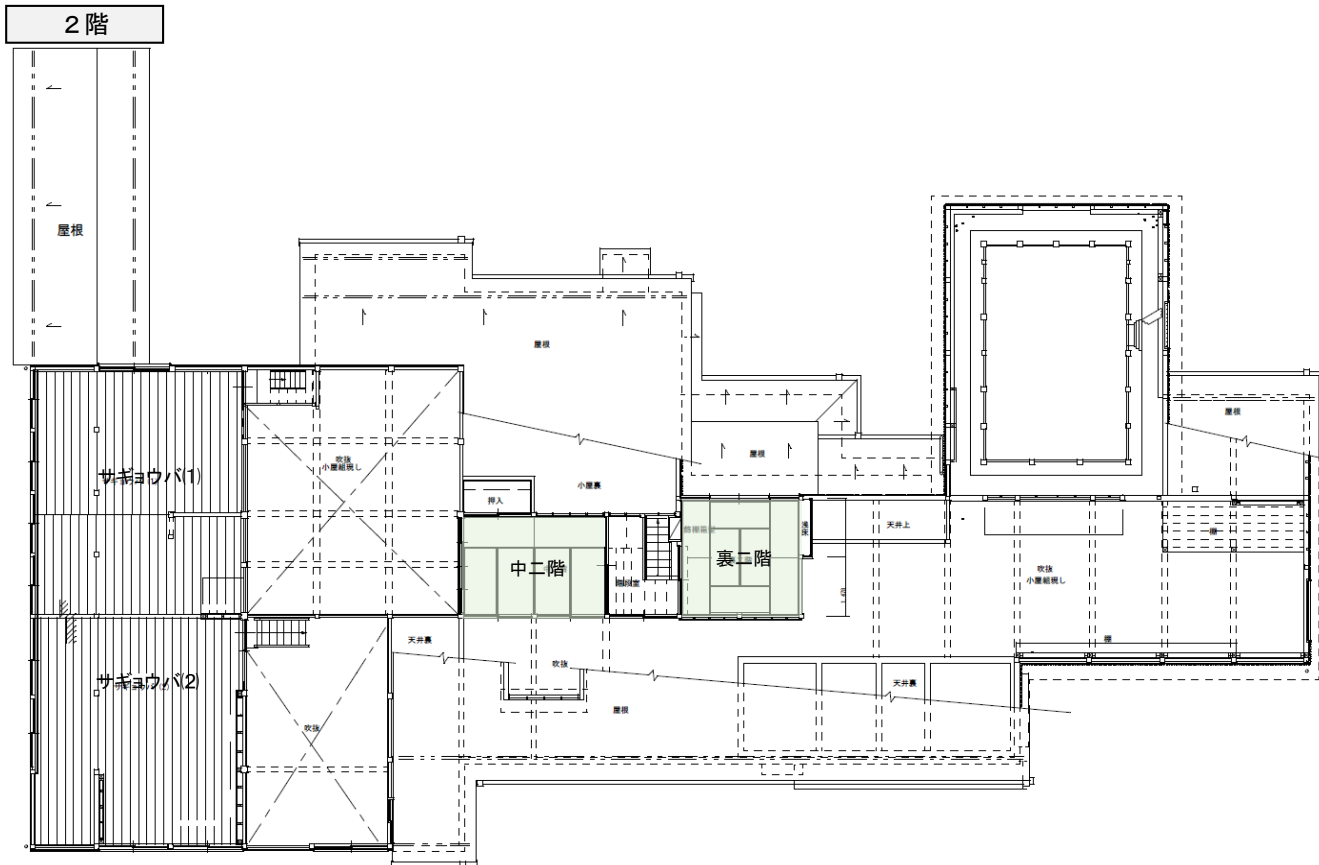
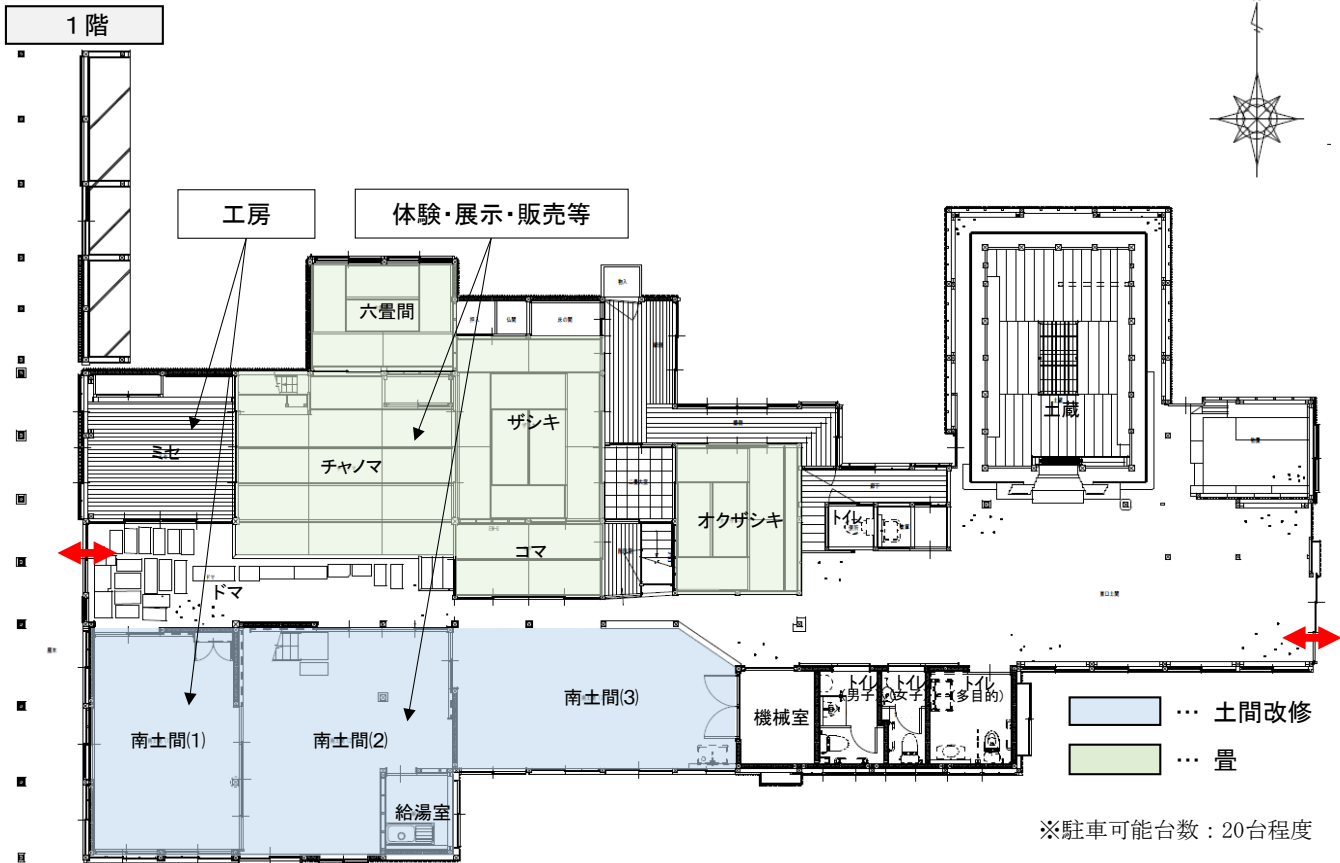
(5) 開館時間等（案）

- ・開館時間：午前 10 時から午後 5 時まで
- ・休 館 日：月曜日、祝日の翌日、年末年始
- ・そ の 他：入館無料

3 今後の予定

- ・条例制定（12 月議会提案予定）
- ・令和 3 年度の供用開始に向けた準備（備品の設置等）

旧今井染物屋(活用イメージ図)



所在地	上越市大町五丁目5番7号
建築年	詳細不明 ※江戸時代末期
構造・面積	建物 木造2階建 亜鉛メッキ鋼板葺 延床面積514.32㎡ (1階405.90㎡、2階108.42㎡) 土地 上越市大町五丁目143番1ほか8筆 敷地面積1,440.90㎡ (登記面積)
その他	市指定文化財 (指定年月日：令和元年8月21日)

旧師団長官舎の利活用について（報告）

1 これまでの経緯

- ・平成28年度 地域再生計画「城下町高田の歴史・文化をいかした『街の再生』」の国認定（8月）
- ・平成29年度 「城下町高田の歴史・文化をいかした『街の再生』事業推進計画」の作成（9月）
＜施設 の 役割＞ 擬洋風建築や庭園の空間の魅力をいかした市民憩いの場
＜利活用イメージ例＞ 建物の雰囲気をいかしたレストラン
- ・平成30年度 保存活用改修案作成等業務（8月～3月）、サウンディング型市場調査（9月）
- ・令和元年度 利活用事業者の公募・選定（9月～10月）※プロポーザル方式による。
公の施設の用途変更に関する高田区地域協議会への諮問等（8月～11月）
実施設計業務（10月～3月）※プロポーザル方式により設計者を選定。
- ・令和2年度 市指定文化財の現状変更許可（6月）

2 事業の概要

(1) 目的（活用の視点）

明治時代の貴重な洋風建築を保存しつつ、街なかへの誘客と回遊を促進するとともに、賑わいの創出を図る。

(2) コンセプト（活用の方向性）

趣のある空間をいかしつつ、民間事業者によるレストランとして活用を図る。

(3) 建物改修工事

- ・事業費：73,601千円（令和2年度予算額）
- ・工期：令和2年8月から令和3年1月6日まで（予定）
- ・内容：建築工事（外壁改修工事、外構工事他）、電気設備工事（照明設置工事他）、機械設備工事（空調設備工事、給排水設備工事他）

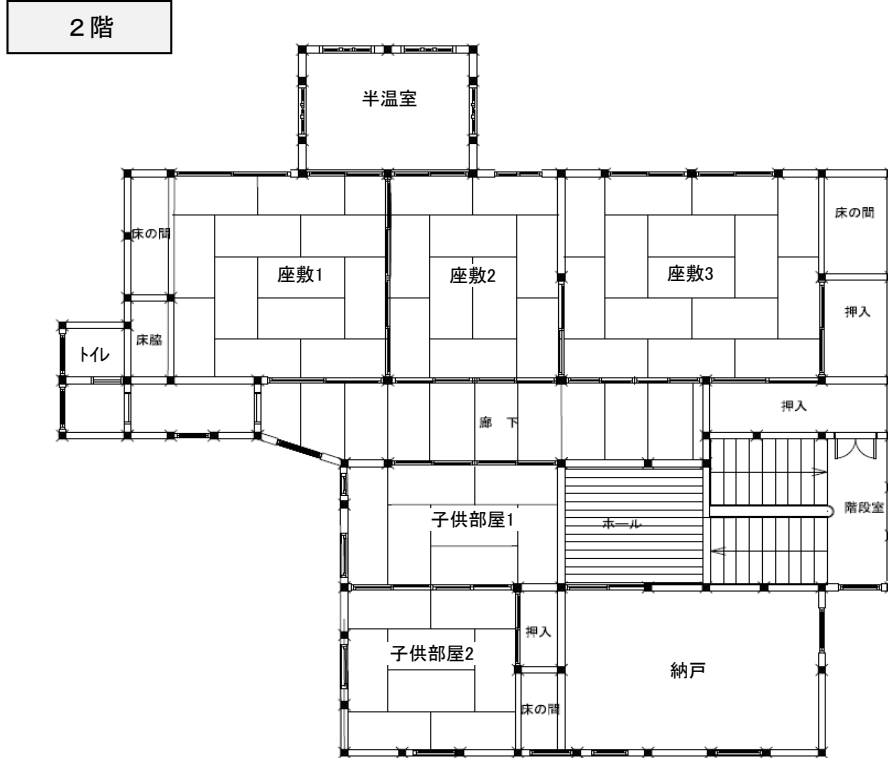
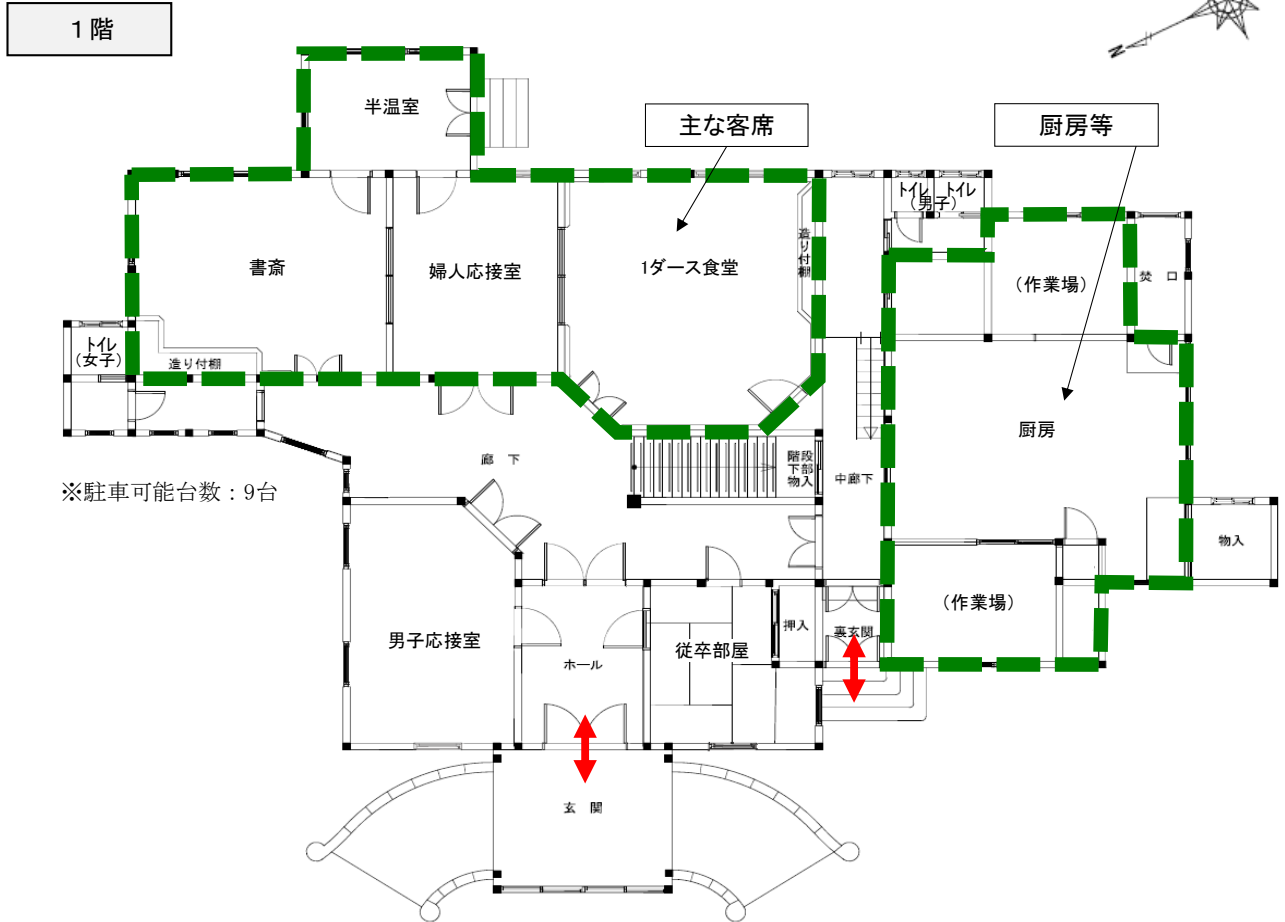
(4) 開館時間等(案)

- ・開館時間：午前10時から午後5時まで
- ・休館日：月曜日、祝日の翌日、年末年始
- ・その他：入館無料。貸室は行わない。

3 今後の予定

- ・条例改正（12月議会提案予定）
- ・令和3年度の供用開始に向けた準備（備品の設置等）

旧師団長官舎(活用イメージ図)



所在地	上越市大町二丁目3番30号
建築年	明治43年
構造・面積	建物 木造2階建 棧瓦葺 延床面積429.39㎡ (1階 262.0㎡、2階 167.39㎡) 土地 上越市大町二丁目75番3ほか2筆 敷地面積2,669.94㎡ (登記面積)
その他	市指定文化財 (指定年月日：平成6年1月31日)



上文振第30913号
令和元年9月9日

高田区地域協議会
会長 西山要耕様

上越市長 村山秀幸
(企画政策部文化振興課)

(仮称) 旧今井染物屋の設置について (諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第55号 (仮称) 旧今井染物屋の設置について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

城下町高田の歴史・文化をいかした街の再生をテーマとする事業推進計画を踏まえ、街なかにおける回遊観光の促進と賑わいの創出を図るため、(仮称) 旧今井染物屋について、趣のある空間をいかしつつ、手仕事の体験・工房機能を備えた「地域文化を発信する公の施設」として、活用することを予定している。

については、このことに関し、高田区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

1 設置目的

城下町高田の歴史・文化をいかした街の再生をテーマとする事業推進計画を踏まえ、街なかにおける回遊観光の促進と賑わいの創出を図るため、(仮称)旧今井染物屋について、趣のある空間をいかしつつ、手仕事の体験・工房機能を備えた「地域文化を発信する施設」として活用を図るもの

2 施設名称

(仮称) 旧今井染物屋

3 位置

上越市大町五丁目5番7号

4 施設の概要

(1) 施設の用途

手仕事の体験・工房機能を備えた「地域文化を発信する施設」

(2) 建物

木造2階建 亜鉛メッキ鋼板葺

延床面積 514.32 m² (1階 405.90 m²、2階 108.42 m²)

(3) 土地

上越市大町五丁目143番1ほか8筆

敷地面積 1,440.90 m² (登記面積)

5 設置時期

令和3年度

旧今井染物屋について

1 事業の趣旨

(仮称)旧今井染物屋について、趣のある空間をいかしつつ、手仕事の体験・工房機能を備えた「地域文化を発信する施設」として活用を図るもの

2 事業概要

(1) 施設の概要

所在地	上越市大町五丁目5番7号
建築年	詳細不明 ※江戸時代末期
構造・面積	建物 木造2階建 亜鉛メッキ鋼板葺 延床面積 514.32 m ² (1階 405.90 m ² 、2階 108.42 m ²) 土地 上越市大町五丁目143番1ほか8筆 敷地面積 1,440.90 m ² (登記面積)
その他	市指定文化財 (指定年月日: 令和元年8月21日)

(2) 利活用の視点 (目的)

- ① 地域文化に触れ、再認識する機会を創出する。
- ② 高田小町周辺エリアの魅力を高め、市内外からの来訪を促進する。
- ③ 職人町であることを踏まえ、地域文化の継承につなげる。

(3) 整備内容

耐震補強工事、内外装工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事 ほか

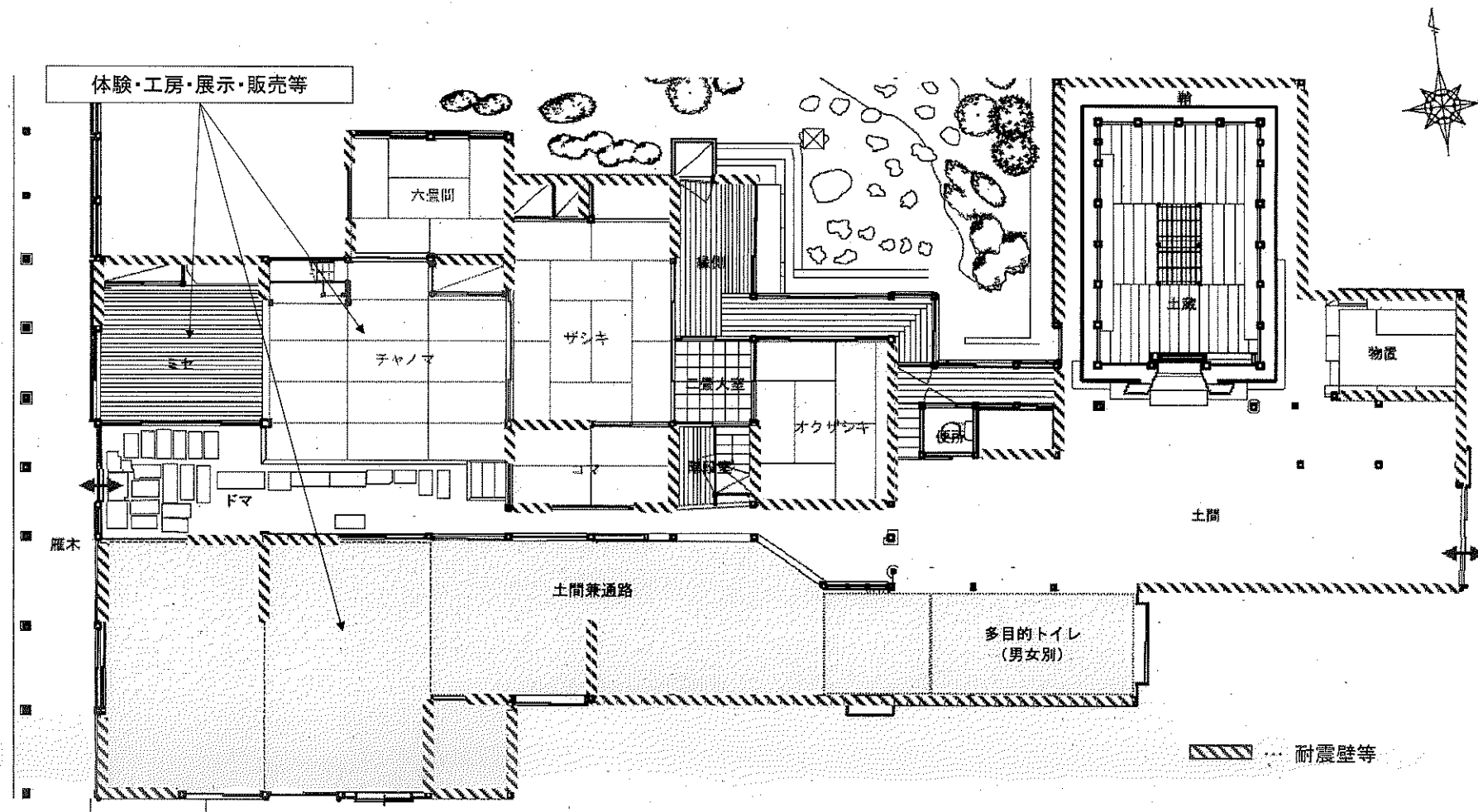
(4) 管理運営案

- ① 施設の機能
手仕事の体験・常設工房、職人が使用していた道具等の展示、商品の販売等
- ② 手仕事の内容
バテンレースのほか、染物、織物、木工細工、革細工等を想定
- ③ 開館時間
午前10時から午後5時まで (朝市の日は、9時開館)
- ④ 開館日
週6日 (月曜日休館)

3 今後の予定

令和元年度	実施設計
令和2年度	改修工事、条例制定
令和3年度	供用開始

(仮称)旧今井染物屋(活用イメージ図)





令和元年10月21日

(宛先) 上越市長

高田区地域協議会
会長 西山 要 耕

(仮称) 旧今井染物屋の設置について (答申)

令和元年9月9日付け上文振第30913号で諮問のあった、諮問第55号(仮称)旧今井染物屋の設置について、設置目的のとおり、手仕事の体験・工房機能を備えた「地域文化を発信する施設」として活用を図ることを適当と判断します。

なお、答申に当たり、下記のとおり意見を付します。

記

(附帯意見)

施設の利便性を高めるため、建物南側の敷地(隣家との間の土地)を裏の駐車場まで行ける通路として整備することを要望します。

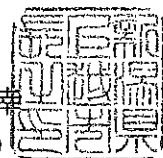


当日配布資料No. 3

上文振第36735号
令和元年11月12日

高田区地域協議会
会長 西山要耕様

上越市長 村山秀幸
(企画政策部文化振興課)



(仮称) 旧今井染物屋の設置について (通知)

令和元年10月21日付けで答申のあった諮問第55号 (仮称) 旧今井染物屋の設置について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり (仮称) 旧今井染物屋を設置することとし、必要な手続を進めます。
なお、附帯意見について、次のとおり回答します。

- 施設の利便性を高めるため、建物南側の敷地 (隣家との間の土地) を裏の駐車場まで行ける通路として整備することを要望します。

(回答)

建物の改修工事に合わせ、建物南側の敷地 (隣家との間の土地) を通路として整備することは考えておりません。



高田まちづくりセンター



上文振第30914号
令和元年9月9日

高田区地域協議会
会長 西山要耕様

上越市長 村山秀幸
(企画政策部文化振興課)

旧師団長官舎の管理の在り方について (諮問)

下記の事項について、上越市域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第56号 旧師団長官舎の用途変更について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

城下町高田の歴史・文化をいかした街の再生をテーマとする事業推進計画を踏まえ、街なかにおける回遊観光の促進と賑わいの創出を図るため、旧師団長官舎について、趣のある空間をいかしつつ、民間事業者によるレストランなどとして、活用することを予定している。

については、このことに関し、高田区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

1 活用目的

城下町高田の歴史・文化をいかした街の再生をテーマとする事業推進計画を踏まえ、街なかにおける回遊観光の促進と賑わいの創出を図るため、旧師団長官舎について、趣のある空間をいかしつつ、民間事業者によるレストランなどとして活用を図るもの

2 施設名称

旧師団長官舎

3 位置

上越市大町二丁目3番30号

4 施設の概要

(1) 施設の用途

民間事業者によるレストラン等

(2) 建物

木造2階建一部平屋建 棧瓦葺

延床面積 429.39 m² (1階 262.00 m²、2階 167.39 m²)

(3) 土地

上越市大町二丁目75番3ほか2筆

敷地面積 2,669.94 m² (登記面積)

5 用途変更時期

令和3年度

旧師団長官舎について

1 事業の趣旨

旧師団長官舎について、趣のある空間をいかしつつ、民間事業者によるレストランなどとして活用を図るもの

2 事業概要

(1) 施設の概要

所在地	上越市大町二丁目3番30号
建築年	明治43年
構造・面積	建物 木造2階建 棧瓦葺 延床面積 429.39 m ² (1階 262.0 m ² 、2階 167.39 m ²) 土地 上越市大町二丁目75番3ほか2筆 敷地面積 2,669.94 m ² (登記面積)
その他	市指定文化財 (指定年月日:平成6年1月31日)

(2) 利活用の視点 (目的)

高田エリアの認知度の向上や誘客・回遊の促進を図り、賑わいの創出につなげる。

(3) 整備内容

屋根工事、内外装工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事 ほか

(4) 管理運営案

① 施設の機能

民間事業者によるレストラン等

② 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により選定

③ 開館時間

午前10時から午後5時まで

※ 事業者が、夜間の利活用を希望する場合は、午後10時までの延長を可とする。

④ 開館日

週6日 (月曜日休館)

3 今後の予定

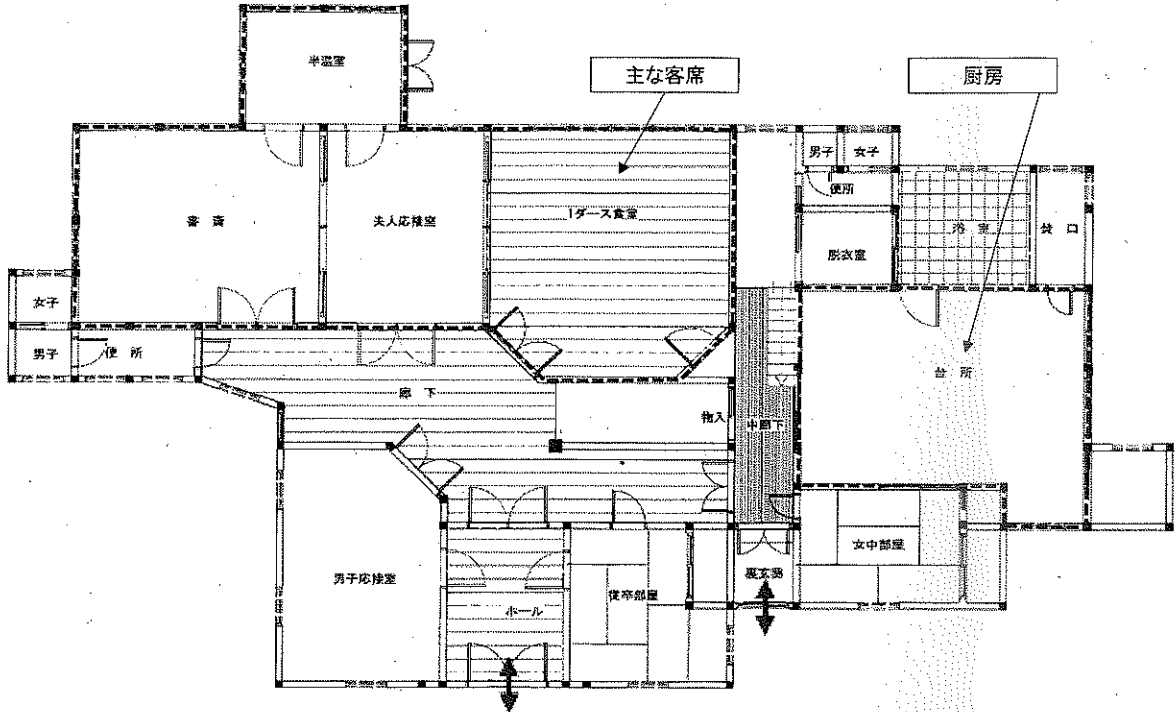
令和元年度 実施設計、民間事業者の公募・選定

令和2年度 改修工事、条例改正

令和3年度 供用開始

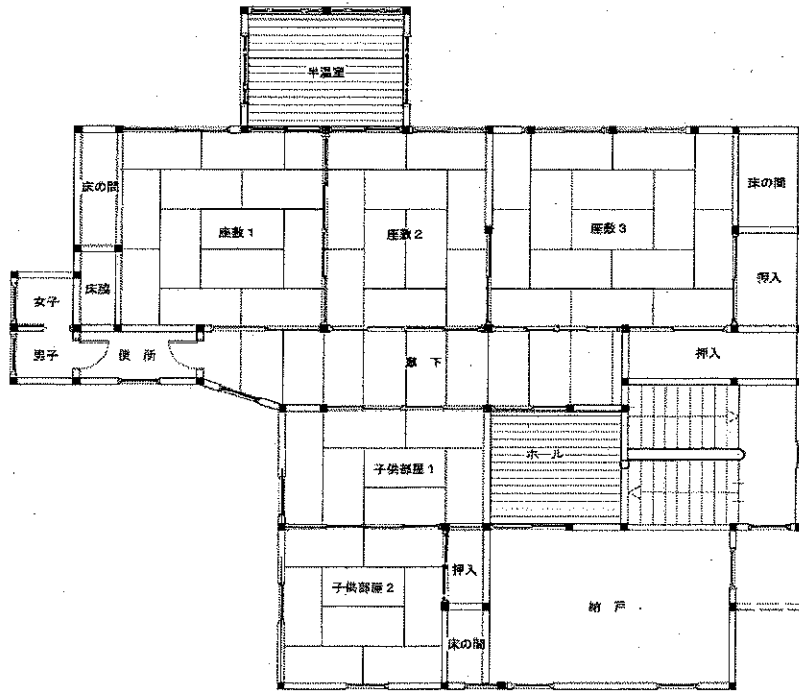
旧師団長官舎(活用イメージ図)

1階



※飲食を想定した場合

2階



※民間事業者による一体的な管理運営を想定



令和元年10月21日

(宛先) 上越市長

高田区地域協議会
会長 西山 要 耕

旧師団長官舎の管理の在り方について (答申)

令和元年9月9日付け上文振第30914号で諮問のあった、諮問第56号旧師団長官舎の用途変更について、活用目的のとおり、民間事業者によるレストランなどとして活用を図ることを適当と判断します。

また、以下の3点を要望します。

- ・施設内の駐車場が狭いことから、近隣に別の駐車場を確保すること。
- ・施設の開館日は、本町商店街の営業日と連動させるなど、レストランなどの施設利用者を街なかにおける回遊観光の促進と賑わいの創出につなげること。
- ・施設を利活用する事業者を公募する際は、多くの事業者から提案してもらえよう事業の趣旨等を広く周知し、応募が皆無とならないようにするとともに、事業者の決定に当たっては、継続して経営することが可能な事業者を選ぶこと。



上文振第36737号
令和元年11月12日

高田区地域協議会
会長 西山要耕様

上越市長 村山秀幸
(企画政策部文化振興課)



旧師団長官舎の管理の在り方について (通知)

令和元年10月21日付けで答申のあった諮問第56号旧師団長官舎の用途変更について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり旧師団長官舎の用途変更について、必要な手続を進めます。
なお、要望について、次のとおり回答します。

- 施設内の駐車場が狭いことから、近隣に別の駐車場を確保すること。
(回答)

駐車場については、施設周辺の既存駐車場の活用などについて、施設の利活用事業者と協議してまいります。

- 施設の開館日は、本町商店街の営業日と連動させるなど、レストランなどの施設利用者を街なかにおける回遊観光の促進と賑わいの創出につなげること。
(回答)

来館者に、商店街や他の施設の情報を提供するなど、施設の利用促進にとどまらず、街なかにおける回遊観光の促進と賑わい創出を図る取組を実施してまいります。

なお、施設の開館日は、施設の利活用事業者と協議してまいります。

- 施設を利活用する事業者を公募する際は、多くの事業者から提案してもらえるよう事業の趣旨等を広く周知し、応募が皆無とならないようにするとともに、事業者の決定に当たっては、継続して経営することが可能な事業者を選ぶこと。
(回答)

施設の利活用事業者の公募に当たっては、市のホームページ及び広報上越等を活用し、広く周知を行い、2事業者から申込みがありました。施設の利活用事業者については、事業の継続性も考慮し、選定しました。

